

# 1855年安政江戸地震における家屋倒壊率の再検討

—武蔵国幸手領・川崎領—

矢 田 俊 文

## はじめに

本稿は1855年安政江戸地震における武蔵国幸手領・川崎領の家屋被害を対象として、従来の家屋倒壊率を導き出す方法の再検討を行い、さらに家屋倒壊率を明らかにするものである。

従来の研究は、歴史地震の規模を導き出す家屋倒壊率について、 $[(全潰戸数) + 0.5 \times (半潰戸数)]$  を全戸数で除したものをパーセントで示し、これを家屋被害率としている。しかし、半潰がどのような被害の状態を示すのかについて検討した上で提案されたものではない。<sup>(1)</sup>

また従来の家屋倒壊率を導き出す方法には次のような問題点もある。半潰の軒数については、一つの文書に村の家数と潰家数が記載される良質の史料であっても明確に記されない場合がある。たとえば、本稿で検討する村数52か村の被害状況を示した良質の被害報告書である安政2年(1855)10月付けの「大地震ニ付潰家其外取調書上帳 幸手領村々」(史料A)では半潰の被害項目がない。半潰の被害項目がはじめからない史料と半潰の被害項目がある史料を同じ基準で用いてはならない。よって、広域の地震被害を検討するときには、家屋倒壊率を導き出すためのものとして半潰軒数は使用しない方がよいと考える。

家屋半壊率を含めず家屋全壊率のみをもって家屋倒壊率を考えることが妥当であることを明確にするために、以下、1855年安政江戸地震における武蔵国幸手領・川崎領の地震史料の検討を行う。

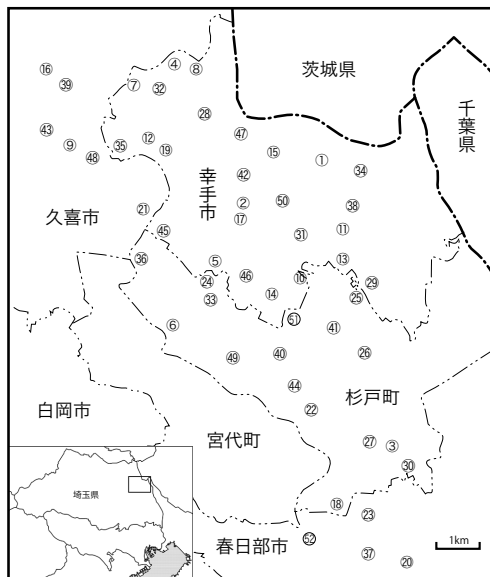
---

(1) 矢田俊文「一八五八年飛越地震の史料と家屋倒壊率—飛騨国を事例として—」『災害・復興と資料』7号、2016年、1-30

## 1. 武蔵国幸手領における家屋倒壊率の再検討

中村操・松浦律子によると、安政江戸地震の中心は江戸中心部と武蔵国葛飾郡幸手領（幸手市とその周辺地域）の2つに分かれている<sup>(2)</sup>。これは、安政2年10月付けの「大地震ニ付潰家其外取調書上帳 幸手領村々」（史料A）の分析によって導かれた結果である。

幸手領の被害について、中村ほかは次のように述べる<sup>(3)</sup>。江戸よりはるか北に離れた幸手領の村々での家屋の被害がなぜか大きい。幸手宿では「家数千八拾九軒、潰家二、潰家同様千二拾七棟、其外不残震破」（「安政二年卯年大地震ニ付潰家其外取調書上帳」）というように、解釈によれば震度6にも匹敵するような数字が報告されている。震度6の範囲がどこまで広がるかによって地震の規模に影響を与えるのであるから、「潰家同様千二拾七棟」



第1図 安政江戸地震 武州幸手領被害地  
(図中の番号は第2表の番号による)

の解釈を別史料もふまえて解析する必要がある、と述べる。

中村ほかが使用した幸手宿「家数千八拾九軒、潰家二、潰家同様千二拾七棟、其外不残震破」という記事が記された史料が下記の史料A（幸手宿の項）に当たる。史料Aは52か村の地震被害の報告書で、各村の家数と被害数が記されて

(2) a. 中村操・松浦律子「1855年安政江戸地震の被害と詳細震度分布」『歴史地震』26号、2011年、33-64。b. 中村操ほか「安政江戸地震の首都圏での被害」『歴史地震』19号、2003年、32-37

(3) 前掲 (2) b

いて、家屋倒壊率を導き出すことができる良質の史料である。

(史料 A)

「安政二年十月大地震ニ付潰家其外取調書上帳」<sup>(4)</sup>

(表紙)

「 安政二卯年

大地震ニ付潰家其外取調書上帳

十月

幸手領村々 』

覚

一、家数五拾七軒

木立村

内

潰家貳軒

其外

人家・土蔵・物置等

大怪我三人

潰家同様拾七棟

小怪我拾八人

其外不残震破

(中略)

一、家数百五軒

平須賀村

人家・土蔵・物置等

潰家同様拾八棟

怪我人五拾九人

其外不残震破

(中略)

一、家数千八拾九軒

幸手宿

皆潰貳軒

人家・土蔵・物置等

怪我人百八拾九人

潰家同様千貳拾七棟

其外不残震破

(中略)

---

(4) 京都大学総合博物館所蔵「武州幸手宿記録」(『幸手市史 近世資料編Ⅱ』幸手市教育委員会、1998年)

合家数五千四拾壹軒

内 拾七軒皆潰家

三千貳百四拾三棟 人家・土蔵・物置潰家同様之分

残り小破之分急速数不相別候  
(判)

千七百貳拾四人 怪我人

右は去二日夜稀成大地震<sub>三</sub>而、領中村々潰家<sub>并</sub>大破・小破・怪我人等取調候  
得共、田畑・往来・居屋敷廻り・家作<sub>立</sub>相掛り地割夫より土砂吹出<sub>シ</sub>候場  
所夥敷儀<sub>三</sub>付急速相判不申候間、書面之通奉書上候処相違無御座候、以上

安政二卯年  
十月

武州葛飾郡幸手領

堤通り惣代

権現堂村

組頭

三郎兵衛

領中触継

才羽村

名主

安左衛門

同

上高野村

名主

啓次郎

権現堂川通り見廻り役

上戸村

名主

小川栄喜

御掛り

御役人中様

幸手宿（第1図④）の家屋倒壊率は潰家2軒を家数1089軒で除すと家屋倒壊率は0.2パーセントとなり、安政江戸地震の被害の中心地域という理解はできなくなる。

反対に、「潰家同様千二拾七棟」を潰家とほぼ同じであると考え、潰家2軒と潰家同様1027軒を足した1029軒を家数1089軒で除すと家屋倒壊率は94パーセントとなり、安政江戸地震の被害の中心地域の一つという理解になる。仮に潰家同様1027軒を半潰と同じ被害と考え、 $[(全潰戸数) + 0.5 \times (半潰戸数)]$ を

全戸数で除してみると、家屋倒壊率は47パーセントとなる。<sup>(5)</sup>「潰家同様千二拾七棟」は解釈によれば、家屋倒壊率は94パーセント、あるいは47パーセントにもなる。しかし、正確な解釈は中村ほかも述べるように史料Aとは異なる別の史料の解析をふまえて検討する必要がある。

実は史料Aとは異なる史料で、史料Aの「潰家同様〇〇棟」の正確な解釈を可能にする史料は存在し、<sup>(6)</sup>正確な解釈はすでに加藤光男によって行われている。<sup>(7)</sup>史料Aの「潰家同様〇〇棟」の加藤による正確な解釈を導いた文書は次に掲げる平須賀村（第1図<sup>(17)</sup>）の被害覚書である。

（史料B）

「大地震ニ付御地頭所様江書上帳」<sup>(8)</sup>

覚

- 一 表門大破
- 一 裏門大破 宝聖寺
- 一 古屏壺ヶ所大破
- 一 居宅半潰 武右衛門
- 一 居宅半潰 惣次郎
- 一 居宅半潰 長太郎
- 一 木小屋大破 五右衛門
- 一 木小屋大破 勘右衛門
- 一 木小屋大破 伊兵衛
- 一 土蔵大破 七郎兵衛
- 一 土蔵大破 長右衛門

---

(5) 中村操・松浦律子2011は「潰家同様〇〇棟」を半潰と解釈して家屋倒壊率を47パーセントとし、第2表の幸手領地域52か村の震度を5.0～5.5と見なし、幸手領を江戸とならぶ安政江戸地震の被害地の中心地（中村操・松浦律子2011の38頁図3）としているが、後述するように「潰家同様〇〇棟」は半潰の被害数ではないのでこの説は成り立たない。

(6) 『展示パンフレット 第19回収蔵文書展 天変地異一文書にみる近世埼玉の災害一』（埼玉県立文書館、1992年）所収「大地震ニ付御地頭所様江書上帳」（船川家436）写真

(7) 加藤光男「安政二年（一八五五）の大地震時における武蔵東部地域の動向」『埼玉県立文書館紀要』19号、2006年、50-71

(8) 埼玉県立文書館収蔵船川家文書

- |         |      |
|---------|------|
| 一 木小屋大破 | 同人   |
| 一 土蔵大破  | 武七   |
| 一 木小屋大破 | 同人   |
| 一 木小屋大破 | 初右衛門 |
| 一 居宅大破  | 奎之丞  |
| 一 居宅大破  | 岩次郎  |
| 一 居宅大破  | 与四郎  |
| 一 土蔵半潰  | 孫右衛門 |
| 一 居宅大破  | 同人   |

右者、組合百姓潰・大破ニ相成候分、書面之通り御座候間、奉書上候、以上

卯十月五日

御知行所

武州葛飾郡平須賀村

百姓代

奎之丞

組頭

武七

名主

孫右衛門

御地頭所様

御役所

以下、史料Bについて検討しよう。まず、加藤は史料Aの家数は建造物の数ではなく世帯数であるとする（史料A幸手宿1089軒・平須賀村105軒）。それに対し、史料Aの「潰家同様〇〇棟」（史料A幸手宿1027棟・平須賀村18棟）は、史料Bにより潰家同様に被害を受けた居宅以外の建造物を含むものであるとする。史料Aの潰家（皆潰）の被害数を世帯数と理解できるとすると、潰家（皆潰）家屋数を村の家数で除せば、家屋全壊率を導き出せる。しかし、「潰家同様〇〇棟」は居宅以外の門塀・木小屋・土蔵等の被害をも含むので、「潰家同様〇〇棟」の数値を加えた潰家数を村の家数で除してしまうと、家屋倒壊率は導き出せないどころか、異質な数値になってしまう。

史料Bの内容をもう少し丁寧に説明してみよう。平須賀村の被害18棟の内訳は、居宅7棟（半潰3、大破4）、木小屋6棟（大破6）、土蔵4棟（半潰1、

大破3)、表門・裏門・土塀1棟(各1か所ずつ、いずれも大破)である。被害18棟の内訳を表にしたのが第1表である。

第1表 1855年安政江戸地震平須賀村被害一覧

番号	建物名	a. 皆潰棟数	b. 半潰棟数	c. 大破棟数
1	居宅	0	3	4
2	木小屋	0	0	6
3	土蔵	0	1	3
4	表門・裏門・土塀	0	0	1

典拠)「(安政2年) 卯十月五日大地震二付御地頭所様江書上帳」(埼玉県立文書館収蔵船川家文書)

第1表の被害総棟数は18棟で、この数値は、史料A平須賀村の項の「潰家同様〇〇棟」の18棟と同じである。よって、史料Bのような各村の

被害報告書をまとめたものが史料Aであることがわかる。史料Aの「人家・土蔵・物置等潰家同様〇〇棟」は、史料Bに即していえば、家屋・木小屋・土蔵・表門・裏門・土塀の被害棟数となる。家屋・木小屋・土蔵・表門・裏門・土塀などのさまざまな建物の被害を史料Aは集計の際に「人家・土蔵・物置等」と表現したのである。史料Aの「潰家同様」という表現は潰家とほぼ等しい被害という意味ではなく、潰家とおなじく被害を受けたという程度に理解すべきであることがわかる。

被害18棟には半潰と大破が含まれる。また、長右衛門は2棟(土蔵1大破、木小屋1大破)、組頭の武七は2棟(土蔵1大破、木小屋1大破)、名主の孫右衛門は2棟(居宅1大破、土蔵1半潰)と同一人物所有の土蔵・小屋・居宅それぞれの建物の被害が1軒と計上されている。「人家・土蔵・物置等潰家同様〇〇棟」の棟数は土蔵・小屋・居宅等の建物の数(棟数)であり被害世帯数(家数)ではないことが確認できる。

平須賀村の人家・土蔵・物置等潰家同様18棟の内容は次のようなものである

- ①小屋・土蔵も含まれる。
- ②半潰と大破が含まれる。
- ③同一人物(長右衛門・武七・孫右衛門)所有の土蔵・小屋・居宅それぞれの建物の被害が1棟と数えられている。

以上の理由から史料Aの「人家・土蔵・物置等潰家同様」の被害棟数は家屋倒壊率を導き出す数値には使用できない。また、史料Aの幸手領52か村分に対応する史料Bのような半潰の居宅の被害数が記された史料の残存は期待できない

いし、今後見つかったとしても上記の検討により、使用してはならないことが明らかである。幸手領については半潰の被害数を組み込んだ家屋被害率を導き出すことは不可能である。家屋被害数は皆潰の被害数だけを使用すべきである。

第2表は安政2年10月付けの「大地震ニ付潰家其外取調書上帳 幸手領村々」(史料A)52か村の家数・被害数と家屋全壊率を掲げている。

第2表 1855年安政江戸地震武蔵国幸手領の被害

番号	村名	a. 家数 (軒)	b. 潰家 (軒)	c. 人家土 蔵物置等 潰家同様 (棟)	d. 全壊率 (%)	e. 怪我 (人)	現在地
1	木立村	57	2	17	3.5	21	幸手市
2	天神島村	47	0	20	0	25	幸手市
3	蓮沼村	37	0	28	0	35	北葛飾郡杉戸町
4	松石村	25	0	28	0	5	幸手市
5	吉野村	27	1	13	3.7	3	幸手市
6	下高野村	127	0	135	0	75	北葛飾郡杉戸町
7	千塚村	65	0	28	0	38	幸手市
8	高須賀村	51	0	18	0	15	幸手市
9	外野村	30	0	15	0	15	久喜市(旧鷲宮町)
10	遠野村	32	0	17	0	0	北葛飾郡杉戸町
11	平野村	30	0	13	0	7	幸手市
12	下川崎村	43	0	18	0	21	幸手市
13	中野村	23	0	17	0	0	幸手市
14	安戸村	46	0	7	0	3	幸手市
15	上吉羽村	65	0	23	0	45	幸手市
16	八甫村	152	0	58	0	18	久喜市(旧鷲宮町)
17	平須賀村	105	0	18	0	59	幸手市
18	本郷村	62	0	45	0	21	北葛飾郡杉戸町
19	牛村	108	0	53	0	108	幸手市
20	樋籠村	56	0	17	0	37	春日部市
21	栗原村	38	0	49	0	3	久喜市
22	堤根村	205	0	207	0	207	北葛飾郡杉戸町
23	不動院野村	72	0	35	0	70	春日部市
24	茨島村	44	0	15	0	27	北葛飾郡杉戸町
25	広戸沼村	13	0	19	0	19	北葛飾郡杉戸町
26	並塚村	91	0	27	0	5	北葛飾郡杉戸町
27	才羽村	80	0	25	0	3	北葛飾郡杉戸町
28	内国府間村	72	0	12	0	7	幸手市
29	長間村	41	0	38	0	0	幸手市
30	大塚村	38	0	27	0	7	北葛飾郡杉戸町



31	神扇村	48	0	18	0	2	幸手市
32	円藤内村	37	0	15	0	0	幸手市
33	大島村	27	0	7	0	0	北葛飾郡杉戸町
34	上字和田村	28	0	18	0	10	幸手市
35	中川崎村	28	0	20	0	15	幸手市
36	下野村	37	0	25	0	5	北葛飾郡杉戸町
37	八丁目村	110	0	42	0	18	春日部市
38	下吉羽村	56	0	37	0	7	幸手市
39	東大輪村	63	0	28	0	0	久喜市(旧鷲宮町)
40	倉松村	65	0	40	0	3	北葛飾郡杉戸町
41	佐左衛門村	85	0	98	0	23	北葛飾郡杉戸町
42	幸手宿	1089	2	1027	0.2	189	幸手市
43	西大輪村	95	0	43	0	18	久喜市(旧鷲宮町)
44	清地村	203	0	198	0	98	北葛飾郡杉戸町
45	上高野村	245	11	120	4.5	100	幸手市
46	上戸村	15	0	18	0	3	幸手市
47	権現堂村	104	0	72	0	20	幸手市
48	上川崎村	32	0	18	0	9	久喜市(旧鷲宮町)
49	杉戸宿	589	0	207	0	239	杉戸町
50	神明内村	58	0	25	0	10	幸手市
51	大島新田	35	0	28	0	7	北葛飾郡杉戸町・ 幸手市
52	小淵村	120	1	97	0.8	58	春日部市
	合計	5051	17	3243	0.3	1733	

典拠) 安政2年10月「大地震ニ付潰家其外取調書上帳 幸手領村々」(『幸手市史 近世資料編Ⅱ』)

注) 1. 現在地はすべて埼玉県。2. dはb/a。

第2表47権現堂村は、「人家・土蔵・物置等大破・潰家・震込貳拾五棟、同五拾軒潰同様」とあり、他の村の項と記載方法が違うが、文書の人家土蔵物置等潰家同様の合計から考えると、22棟は人家土蔵物置等潰家同様に加えられ算出されていると考えられるので、第2表ではこの22棟を人家土蔵物置等潰家同様に加え72軒とした。また、第2表の合計と史料Aの合計とは異なるが、第2表の合計で計算することにした。

すでに述べたように、第2表のc人家土蔵物置等潰家同様の軒数は家屋倒壊率を導くための被害数としては使用できない。幸手領の家屋倒壊率は史料Aの皆潰数を家数で除すものでなければならない。幸手領の家数は5051軒、潰家は17軒であるから、幸手領の家屋全壊率は0.3パーセントである。

よって家屋全壊率0.3パーセントの武蔵国幸手領は安政江戸地震の被害の中

心地の一つとして位置づけることができない。

## 2. 武蔵国川崎領における家屋倒壊率の再検討

次に武蔵国橋樹郡川崎領の家屋全壊率を検討しよう。使用する史料は添田家文書の「安政二年十月大地震ニ付領中村々潰家破損御取調書上帳控」(史料C)<sup>(9)</sup>である。同文書には川崎領15か村の家数、皆潰軒数、半潰軒数、破損軒数、死亡者数が記される。同文書は15か村の地震被害の報告書で、15か村それぞれの家数を記した家屋倒壊率を導き出すことができる良質の史料である。

なお、史料Cと同じく添田家文書の「安政三年領中村々潰家江施入名前書留」を井上攻<sup>(11)</sup>、北原糸子<sup>(12)</sup>は、安政2年安政江戸地震被害関係史料として理解し研究に活用しているが、本史料は安政3年8月25日の台風被害の史料であり、安政2年安政江戸地震の史料としては使うことができない。川崎領の安政江戸地震による被害が分析できるのは「安政二年十月大地震ニ付領中村々潰家破損御取調書上帳控」(史料C)である。

以下、「安政二年十月大地震ニ付領中村々潰家破損御取調書上帳控」について検討しよう。史料Cは次のような史料である。

---

(9) 横浜開港資料館所蔵添田家文書

(10) 稲荷新田七左衛門組(第3表10)、潮田・小野新田共(第3表14)、稲荷新田六郎左衛門組(第3表15)はそれぞれ1か村というべきではなく、厳密に言えば15地域と表現したほうがよいかもされないが便宜上15か村と表現した。

(11) 『新収日本地震史料』第5巻別巻2-2、pp1743-1752、本史料は横浜開港資料館所蔵添田家文書である。

(12) 井上攻「災害と救恤」『川崎市史 通史編2 近世』川崎市、1994年

(13) 北原糸子『近世災害情報論』塙書房、2003年

(14) 矢田俊文「安政2年江戸地震と安政3年台風」『シンポジウム「災害史研究と資料保存」講演要旨集』新潟大学災害・復興科学研究所地震・火山噴火予知研究協議会史料考古部会「日本海沿岸地域を中心とした地震・火山噴火災害関連史料の収集と分析」研究グループ、2016年、1-3。安政3年台風による川崎領の家屋全壊率は22パーセント(村数14か村、皆潰392軒/家数1751軒)であり、安政2年江戸地震の被害よりはるかに大きい。安政3年台風の被害関係史料を安政2年江戸地震史料として扱うことは、安政江戸地震の正確な被害把握の妨げになる。

(史料C)

(表紙)

「 安政二年

大地震ニ付領中村々潰家破損御取調書上帳控

卯十月

市場村

名主

添田七郎右衛門<sup>(15)</sup>

武州橘樹郡川崎領

村高七百貳拾六石壹斗九合五勺

市場村

惣家数百三拾軒

一、皆潰家壹軒 梁間貳間半  
桁行五間半

百姓

新右衛門

持高六石三斗五升六合貳勺

家内六人暮農間外渡世無御座候

一、半潰家壹軒 梁間四間  
桁行四間半

百姓

安兵衛

持高壹石五斗五升

家内貳人暮農間外渡世無御座候

一、半潰家壹軒 梁間三間  
桁行四間半

百姓

惣右衛門

持高八斗九升七合

家内三人暮農間外渡世無御座候

一、右之外、破損家数拾四軒

一、怪我人・即死等無御座候

(下略)

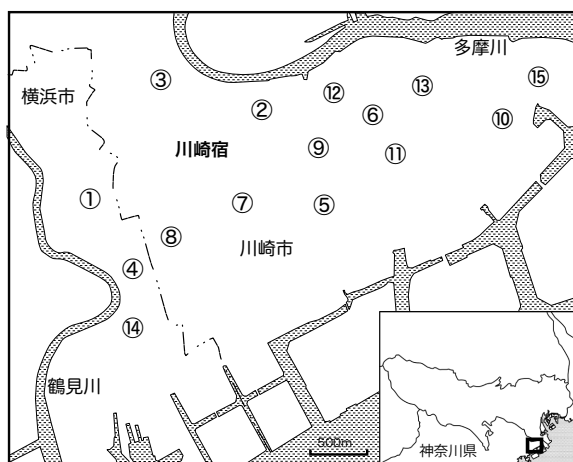
「安政二年十月大地震ニ付領中村々潰家破損御取調書上帳控」(史料C)には川崎領15か村の家数、皆潰軒数、半潰軒数、破損軒数、死亡者数が記される。本史料によって家数、家屋被害数、全壊率を表にしたものが第3表である。第3表の村は第2図に示した。

(15) 横浜開港資料館所蔵添田家文書

第3表 1855年安政江戸地震武蔵国川崎領被害一覧

番号	村名	a. 皆潰軒数	b. 半潰軒数	c. 破損軒数	d. 総家数(軒)	e. 全壊率(%)	f. 死亡者数(人)	現行地名
1	市場	1	2	14	130	0.8	0	横浜市鶴見区
2	堀之内	0	0	4	106	0	0	川崎市川崎区
3	南河原	1	0	6	104	1.0	0	川崎市川崎区
4	菅沢	0	0	5	27	0	0	横浜市鶴見区
5	大島	0	1	10	150	0	0	川崎市川崎区
6	川中嶋	0	3	15	66	0	0	川崎市川崎区
7	渡田	0	1	10	128	0	0	川崎市川崎区
8	小田	1	0	3	74	1.4	0	川崎市川崎区
9	中嶋	4	0	5	42	9.5	0	川崎市川崎区
10	稲荷新田七左衛門組	2	5	15	204	1.0	0	川崎市川崎区
11	池上新田	0	2	12	12	0	0	川崎市川崎区
12	大島村新組	0	3	10	13	0	0	川崎市川崎区
13	大師河原	5	12	50	268	1.9	0	川崎市川崎区
14	潮田・小野新田共	3	1	50	244	1.2	1	横浜市鶴見区
15	稲荷新田六郎左衛門組	2	6	15	158	1.3	0	川崎市川崎区
	計	19	36	224	1726	1.1	1	

典拠) 安政2年卯10月大地震二付領中村々潰家破損御取調書上帳控、添田茂樹家文書(横浜市開港資料館収蔵資料)。注) 1. eは、a/d。2. 各村の被害数、総家数(a~d、f)は史料のままの数字を掲載。3. 地震発生は10月2日。4. 文書は10月8日付け。



第2図 神奈川県川崎市川崎区・幸区、横浜市鶴見区  
(図中の番号は第3表の番号による)

第3表・史料Cに見るように川崎領の被害報告書は幸手領の被害報告書（史料A）と違い、半潰・破損の家数が皆潰の家数とは個別に記される。川崎領では半潰を皆潰の何パーセントかに仮定して家屋倒壊率を出すことは可能であるが、おなじ安政江戸地震の幸手領の家屋倒壊率と比較するためには家屋全壊率を出すことが重要である。

第3表によると、川崎領の家数は1726軒、皆潰軒数は19軒なので、家屋全壊率は1.1パーセントとなる。この家屋全壊率は、川崎宿の西隣の神奈川宿の家屋全壊率が3パーセントなので<sup>(16)</sup>、それほどの違いはないことがわかる。

川崎領の家屋全壊率は1.1パーセントであるから、川崎領は安政江戸地震による被害の中心地の一つとして位置づけることはできない。<sup>(17)</sup>

## おわりに

本稿では1855年安政江戸地震における武蔵国幸手領・川崎領の家屋被害を対象として、従来の家屋倒壊率を導き出す方法の再検討を行い、また家屋倒壊率を明らかにした。得られた結果は次の5点である。

1. 幸手領の被害報告書である「安政二年十月大地震ニ付潰家其外取調書上帳」には、潰家の軒数とともに、「人家・土蔵・物置等潰家同様」の棟数の記載があるが、その内容は小屋・土蔵も含まれること、半潰だけではなく大破も含まれること、同一人物所有の土蔵・小屋・居宅の被害数が棟数として記載されていることを明らかにした。
2. 幸手領「安政二年十月大地震ニ付潰家其外取調書上帳」記載の「人家・土蔵・物置等潰家同様」の棟数は、家屋倒壊率を導き出す被害数にはならないことを明確にした。

---

(16) 村岸純ほか「一八五五年安政江戸地震における江戸近郊の被害」『災害・復興と資料』8号、2016年、13-21

(17) 第3表の2堀之内と4菅沢は皆潰・半潰の家屋被害は0軒である。皆潰・半潰の家屋被害がない村が存在する地域は地震被害の中心地とはいえない。宇佐美龍夫ほか（『日本被害地震総覧599-2012』東京大学出版会、2013年、186頁）は皆潰・半潰の家屋被害0軒の菅沢（第3表4）の「破損」軒数5に0.5を掛けて家屋被害率を9.3パーセントとしているが、破損被害を皆潰（全壊）の50パーセントの被害とする根拠はない。

3. 幸手領の家屋倒壊率は、皆潰軒数を村の家数で除して導き出すことによつて求められることを明らかにした。
4. 幸手領の家屋倒壊率（家屋全壊率）は0.3パーセントである。
5. 川崎領の家屋倒壊率（家屋全壊率）は1.1パーセントである。

川崎領については、村ごとの半潰軒数が明確であるが、半潰が皆潰（全壊）に対してどれほどの割合の倒壊なのかが明確にできないこと、さらに同じ地震の幸手領等他地域との比較検討のためには川崎領についても家屋全壊率を家屋倒壊率とすべきであると考えらる。

安政江戸地震における幸手領の家屋全壊率は0.3パーセント、川崎領は1.1パーセントであった。川崎宿の隣の宿の神奈川宿の家屋全壊率は3パーセントであるから、多摩川より西の地域の家屋全壊率は1～3パーセントであり、安政江戸地震の中心部ではないことは明白である。幸手領の家屋全壊率は川崎領よりさらに低いので、幸手領も安政江戸地震の中心部ではないことは明らかである。

本稿は家屋倒壊率の研究であるが、一軒当たり死亡者数をみても、川崎領の場合、総家数1726人のうち死亡者は1人であり、<sup>(18)</sup>きわめて少ない。一軒当たり死亡者数から考えても安政江戸地震の中心部ではない。

家屋倒壊率を導き出す方法の再検討は、従来の各地の家屋倒壊率の再検討になる。本稿は2つの史料のみの検討であった。地震被害数が記載される史料の検討によつて各地の家屋倒壊率の再検討を行っていきたい。

---

(18) 幸手領の被害報告書である「安政二年十月大地震ニ付潰家其外取調書上帳」には怪我人数の項目はあるが、死亡者の項目はない。